

施設利用料金設定の考え方

1. 料金収入の帰属について

本施設における料金収入の帰属を表 1 に示す。あわせて、施設利用料金を収受する施設（サッカー場、多目的広場）における、利用内容別の料金設定の有無を表 2 に示す。

表 1 本施設における料金収入の帰属

区分		収入の帰属	備考
施設利用 料金	サッカー場	事業者	市の条例において上限を定める予定である。※ 1
	多目的広場	事業者	
	芝生広場	事業者	
設備利用料金		事業者	料金設定は事業者提案による。
提案プログラム事業に係る料金		事業者	
自主事業に係る料金		事業者	

※ 1 利用料金は、市の条例において上限を定める予定である。市が条例として定めた利用料金が事業者提案の利用料金よりも低額で設定された場合の取り扱いについては、落札者決定後に別途協議することとする。

表 2 利用内容別の料金設定の有無

施設	施設利用	照明設備利用
サッカー場	有料	有料
グラウンド	有料	照明設備無し
会議室	事業者提案による※ 2	無料
芝生広場	無料	照明設備無し
駐車場	無料	照明設備無し

※ 2 会議室はサッカー場又は多目的広場（少年サッカー場）の予約と一体とした予約とし、会議室単体での貸し出しは行わない。詳細の運用においては事業者の提案による。

2. 施設利用料金

利用料金は、事業者が自ら提供するサービスの水準、近隣の類似施設等の状況を勘案し、表3に示す利用料金を上限として提案すること。なお、本事業における市の利用料金の上限設定の考え方は、表4に示す小山運動公園陸上競技場兼サッカー場の利用料金を参考に、本施設が新施設であることや人工芝のグラウンド設置することを踏まえて設定したものである。

表3 本事業における利用料金の上限額

施設	利用時間枠		利用料金
サッカー場（全面）	午前	4 時間	4,000 円
	午後	6 時間	6,000 円
	夜間	4 時間	4,000 円
サッカー場（半面）	午前	4 時間	2,000 円
	午後	6 時間	3,000 円
	夜間	4 時間	2,000 円
多目的広場 （少年サッカー場）	午前	4 時間	2,000 円
	午後	6 時間	3,000 円
	夜間	4 時間	2,000 円
照明※	夜間	30 分	全灯 800 円
			半灯 400 円

※照明利用料の金額は東京電力の単価が上昇した場合、利用料金の設定について市は協議に応じる。

表4 小山運動公園陸上競技場兼サッカー場利用料金（参考）

施設	利用時間枠		利用料金
陸上競技場兼 サッカー場	午前	4 時間	4,800 円
	午後	6 時間	4,800 円
	夜間	4 時間	3,200 円
照明※	夜間	30 分	全灯 500 円
			1/3 灯 100 円